

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□、委員は○、事務担当者は△で表示する。

□ 本日のテーマについて、プレゼンテーションの事例と調停室を実際に御覧になられて、また説明をお聞きになられて、お気づきの点などはございますか。

○ 今回7階を見せていただきましたが、待合室や調停室は他のフロアにもあるのですか。

○ 調停室は5階から7階にあります。足の不自由な方などのために、審判廷を調停室に転用して使うこともあります。

○ アクセスのしやすさと安全性という面で善し悪しがあると思いますが、私の勤務先と比べて、非常に分かりやすいと感じました。私の勤務先は、ものすごく分かりにくい造りになっています。どこに何があるのか、一切案内が出ていませんので、初めて来た人には絶対分らないです。それに比べると、待合室と案内があるので、加害行為を企てている人物がその相手方を本気で探し出そうと思えば簡単に特定できるという印象があります。分かりにくくしてしまうというのがいいのかどうかというのがありますけれども。

○ おそらく事前に書記官が計画を立てる上で、いわゆる難易度というか危険度を量っていると思います。防止策にはパターンがいくつかありますが、調停委員が一番確実だと思うのは別室調停です。別室ということは、先程の調停室に申立人に直接入っていただき、そこの部屋の中で待っていただく。相手方は別のフロア、例えば7階に申立人がいらっしゃったら、5階に相手方の部屋を設ける。双方がどこにいるか全く分からない、教えない状況で調停をする。これが現在考えられる方法の中で当事者同士が遭遇しないベストの状態です。ただその場合でも調停が終わると帰っていただかなければいけま

せんので、その時にエレベータホールなどで遭遇される可能性がある。そういう場合は時間差を設けるなどして、できるだけ遭遇しないように、あるいは部屋を出て探すことがないようにという工夫は、私たちも教えられていますし、そのようにしています。

- 私の経験もそうで、まず階を分ける。あとは、もっと危ないと思う時は、職員に時々廊下に出てもらって、何か探している雰囲気、相手を探すような行動をしていないか様子を見てもらう、といったことをやったことがあります。
- 入庁検査を導入する際に、弁護士会からもいろいろな危惧とか、意見があったと記憶しています。当時は入庁検査をするという場合に、そこで滞留が起こって、待ち伏せなどのトラブルが発生しないかという危惧が一つ。あとは入口を一つにすることで、待ち伏せの危険が増えはしないかという危惧があったと思います。前者については今のところ滞留しているという話は聞いていないですが、待ち伏せの危険について、実情をお聞きしたいのと、家庭裁判所というのは、身近に起こったことを解決してもらえる非常に身近なところだと思いますので、開かれていることが要請されるのではないか。開かれた裁判所であるということと、中に入っておられる方を守るこの入庁検査が、一見対立するように見えるというところがあって、市民の方が御覧になったときに、「やはりそれは安全が優先するのだから入庁検査は当然でしょう。」と思われるのか。まだ全部の裁判所で入庁検査をやっているわけではないので、その辺りの感覚といいますか、市民の方からの受け止め方がどうかというのはお聞きしたいと思います。
- 入庁検査で入口が一つになるということについて、待ち伏せをされる危険性はありますが、職員に限られた人数しかいないので、結局その場所で安全性を確保するということです。

最近では電話を使ったりウェブを使ったりして、来庁していただくなくて

も手続をとることができるようになりましたので、極力そういう形で安全かつ開かれた裁判所という工夫はしていると思います。

入庁検査について、どのように思っておられるのかをお聞かせいただければ参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

- 先ほど見学した調停室は何階かに分かれてあるということですがけれども、一例でいいますと、私たちはカードキーをお客様にお渡ししていますが、そのカードキーをエレベータの機械にかざすと、ロビー階は別として、特定の階しかエレベータのボタンを押せないというシステムがあります。受付で準備するのか、事前に送付するのかは難しいですけど、この人はここしか行けない、そういうシステムもございますので、費用がかかるかもしれないですが使えればと思います。

あと、気付いた点では、調停室内のお互いの距離が少し近いなと思ったのが正直なところです。私自身も要人を案内しているのですけれども、とっさの時を考えると、ここは距離が近いと思いました。

以前、警察の方に来ていただいて、実施訓練でさすまたを使った訓練と暴漢に襲われたときの手順を教えてもらいました。さすまたが見つからない時はこういう物を使うのだということ、その時は箒を使ったのですけれども、そういう訓練がとてためになったと思います。直近のニュースでは、包丁を電車の中で落としたという事件がありましたけれど、武器が最小化し、包丁でしたら、セラミックの包丁など気になる物も出てきています。やはり何が起きるか分からない時代なので、実技訓練というのが大事かと思います。

それから対策の提案として、先ほどのスライドの中に疫病とかという点もあったのですけれども、今日、私、マスクをしておりません。新型コロナウイルスが5類に分類されてから、私たちのところは、お客様に不信感を与えてしまうことから、お客様がいらっしゃるフロアでは、営業担当の社員も含めて全員マスクを外しています。その代わりに、社内、館内には、自身で検温

できる検温器と消毒液、あとこちらも1階にあればと思ったのですけれども、サーモカメラを置いています。今後いろんなウイルスが入ってきたらと思うと、もちろん刃物の対策も大事なのですけれども、こういう物を置いたらどうかと思いました。

- 入庁検査をどう思うのかという件について、今の時代はそんなに違和感なく受け入れられているのではないかというのが正直な感想です。報道機関としては市民の声に広く耳を傾けるというような姿勢は、崩してはならぬと思っております。昔は来た人すべてに熱心に話を聞くように言われたのですが、今は玄関で「なるべく予約を取ってきてください。」と促したり、話を聞くという違うツールとしてネットという空間が最近出てきましたので、そこに投稿していただいたらきちんと対応するということで信頼していただけるような仕組みづくりをしております。ですから、同じようにウェブの会議をされているという形は、今後も進めていかれたら、家裁の危険性は解決できるのではないかという感想を持ちました。
- 質問ですけれども、現実的に暴れられたりとか、何か傷害に至るという事例は過去にいろいろあったのでしょうか。あるいは、暴言的なことは、結構あるように思いますが、どのような感じでしょうか。
- プレゼンテーションで紹介した事例は、割と危険性の高いレベルの事案ですけれども、それよりリスクが低いようなことは日常的に起こっていると言っても過言ではないと思います。感情的になった当事者が怒鳴りつけるようなこととか、机をたたきつけるとか、いろいろなことがあります。パフォーマンスでしていると思われるレベルから、これは反対当事者を帰さないといけないというレベルのものまでいろいろあります。
- 一般市民として、家庭裁判所ではそういうことがあるのだろうと割と容易に想像していました。したがって入庁の検査は当然と感じました。

それと、危害行為の発生に対応するための取組の3点目の危害行為対応訓

練というのは具体的にどういうことをなさっているのでしょうか。

△ まず、危機管理研修におきましては、現場の職員が発生可能性のある危険を察知して適切な対応を行うためにはどういったことに注意を要するか、必要な知識の付与と対応力の向上を目的とした講義や事例研究を行っています。また、危害行為対応訓練では、例えば少年審判の結果に激昂して帰らない保護者に対してどのように対応するかといった事例に基づく訓練を行っています。訓練では、予めシナリオを作成しますが、シナリオを全て配布してしまうと、シナリオを演じるだけになってしまいますので、例えば職員役には少年や保護者役のシナリオを配布しないようにするなどして、その場の状況に応じて、各自で判断して行動する訓練になるようにしています。

- もう一点、ウェブ等の利用は、具体的にはどのようなようになっているのでしょうか。
- 調停のウェブ利用は、当事者一方、あるいは双方を **webex** というアプリケーションを使って行っております。調停委員は当庁に登庁して事件記録を手元に置いた状態で、当事者を交互あるいは同時に画面につないでやるようにしております。
- 当事者の方が個人で自宅からつないでやることもあるのですか。
- あります。その場合は調停というのは非公開の手続なので、手続の内容が外に漏れたりしないようにというような手当はできるようにしております。
- ウェブ活用は、調停委員が決められるのですか。また、リアルじゃなくてウェブにすることによるデメリットと感じられていることはあるでしょうか。
- ウェブでするかどうかは当事者が希望される場合と、裁判所からウェブで対応しましょうという場合と両方あると思います。裁判所が決めるという中には、裁判官と調停委員2名で構成する調停委員会を決める場合と、あるいは書記官、裁判官で相談して、当事者の了解を得て決めたりといろいろござ

います。今、全ての調停室にウェブができるパソコンが備え付けられていない状態ですが、いずれもっと簡単につながるようになる予定にしております。

○ ウェブのデメリットと言えるかどうかわかりませんが、人間の心情に関わるテーマを扱わせていただいておりますので、目の前に当事者がいらっしやると、表情を含めて感触が読みやすい。「私は絶対に離婚に応じない。」とおっしゃっていても、いや条件次第で応じる可能性があるなどといったことは、なかなか画面では見難い。しかし、一定合理的な解決をしていく上で映像でやっていくということのメリットもものすごく大きいので、事案によって分ける、危険度とかテーマによって分けるということを前提にすれば、それぞれのメリットが出てくると思います。

○ ウェブについては、情報収集したことの御紹介になりますが、やはりリアルでやりたいという当事者もしくは代理人が一定数いるのです。相手が裁判所に行くのだったら私も行かないといけないといって来られる方もいらっしやいます。ウェブをやってみて良かったとおっしゃる方の中には、ウェブの方が案外話しやすいという方もいらっしやるみたいです。DVケースなどの場合は、特にニーズがあるのだらうなとは思いますが。そこの使い分けは、適宜調停委員なり、裁判官なりに御相談いただいで、やっているところかと思えます。

□ 当事者のウェブに対する感覚というのは変わってくるのではないかと思っています。我々としてはそういった時代の流れを鋭敏に捉えて、それにふさわしい手続を提供していきたいところでございます。

○ 今回の議題である人による危害行為というのは病院ではなかなか起こりにくい話なので、共通したものではないかもしれないのですが、一つ紹介させていただきますと、国立病院などでは日本医療機能評価機構に一定の事件が起こった場合に通報するというか報告をするシステムがあります。それで、こういう事件がありましたということが公表されているわけです。今回

「大阪家庭裁判所における危機管理について」という題なのですけれども、全国に家庭裁判所が50ぐらいあると思いますので、他庁でも同じような問題が起こっているのではないかと想像しています。これは難しいのかもしれませんが、家庭裁判所の中で情報共有できるシステムがあれば、非常に解決に結びつくのではないかと思います。

もう一つ紹介させていただきますと、事案について、書記官が申立書を読んで警備の必要性について考えられて、総務の方とか、他の方にどうするか相談されていると紹介していただいたのですけれども、我々も、実は病院の中で医師以外の看護師とか薬剤師とか多職種のメンバーがいますので、それらの部署を訪問したり、パトロールしたりして事故の発生を予防しようという試みをしております。もしそういうことをされていないとしたら、他の部署の仕事がどういうものであるかを理解することで、安全を担保できる可能性もありますので、少し考えられてもいいのかなということで紹介させていただきました。

- 情報共有の観点に関しましては、一定程度での情報共有はしております。委員のおっしゃるように、それを今後さらにデジタル化なども踏まえて、どのような形でより充実したものにしていくかについての貴重な御意見として承ります。
- 先程来、机の大きさとかいう話もちよっと御質問が出ていましたので、調停委員をやっている立場から申しますと、調停室の中で調停委員と加害行為のリスクのある方が話し合っていた時に、怒鳴られることはあっても刺されることはないと思っています。それは、私に対して恨みを言いたいのではなく、言ったことをちゃんと伝えてほしいという意味合いですから、怒鳴ったり恫喝はされますけれども、決して直接的な加害行為をされないのではないかと思います。とはいえ、その方が廊下であれ、部屋であれ、どこかで相手方に会ったときに感情が爆発するリスクは感じていますので、調停における

危機管理という時は、いかに当事者同士が会わないようにするかを考えることが主体だと思います。

保険会社には色々な方が来られて、会社の社員を傷つける、恫喝するということは一般的にあります。そうすると、会社対加害者、被害者という関係ですから、特定の部屋を設けて、その部屋に監視カメラをつけて、そしてカメラがついているということを相手に伝えた上で、示談とか交渉を行うと抑止力が働くということがございます。調停の場合は、当事者同士の感情の軋轢が最大のテーマですので、その二人が会わない、もしくはそういう場がないように、考えていくことかと思っております。

- 当庁の敷地内、庁舎内には防犯カメラが設置されていますが、これは全国一律ではございません。
- 防犯カメラが設置されているということは広報しても良いのでしょうか。
- △ エレベータホールの案内表示にも記載がございますので、防犯カメラがあるということは来庁者にも分かるようになっていきます。
- 「映す可能性がありますよ。」というのが、抑止力になるのですね。映されているかもしれない、来庁者に対してそういうことがありますと知らせることができるのであれば、それが一つの方法かと思えます。
- 保護観察所も、犯罪や非行を犯した人の立ち直りを支援している立場にあるので、粗暴な事案もあります。ここは入庁検査で手荷物を検査しておられ、それで部屋まで凶器を持ち込むということがないので、それはすごくいいと思っています。私どもは所持品検査をしませんので、どのように対応しているかという、荷物を出してもらって、見えるところに置いたり、本人から少し距離があるところにお預かりします。荷物の中に凶器があったとしても、すぐに本人が取り出すことができないような場所に置きます。

一般的な話ですけれども、保護観察所は結構問題が多い人を呼ぶのですが、関係性が取れている窓口の保護観察官などがおりますので、この人が来る時

はその者が出迎えて話を聴くなどして、なるべく本人が興奮したりしないような配慮をしてやっています。ただ、それこそ問題が大きい人がいますので、その場合は、全庁的に何時何分頃にこういう方が来られて、こういう対応をしますという情報共有は私どもでもやっています。非常に暴れるような事案も稀にあるのですけれども、緊急ボタンもありますし、大声を出したら、家裁がそうできるかどうかわからないのですけれども、こちらの方からノックして、「どうされましたか。」と言って部屋に入っていくような対応をする場合もあるということをお紹介させていただきます。

- 危害行為には、職員に対する危害と、来庁者同士のもめごとの二種類がありえて、前者については、我々も充分に対策をしています。具体的には入庁時に検査をしたり動静を確認しています。裁判所特有の問題が後者の方だと思っていまして、対立する当事者を同じタイミングで呼ばざるを得ないというところが大きいかと思っています。我々も刑事事件を扱っていて、DV やストーカーなど、絶対会わせてはいけない二人が登場する事件というのはたくさんありますけれども、我々の感覚からすると対立する当事者を同じ日に呼ぶことはありえないです。絶対に接触させないことを一番に考えます。どうしても同じタイミングで庁舎に呼ばなければならないとなった時には、絶対に接触させないように、動線を実質的に考えて監視者を置いてということをお考えと思うのです。それでもどうしても同じ部屋に入ってもらふ必要があるときには、距離を置く、衝立を立てる、監視者を複数立てることで不測の事態を起こさない、あるいは当事者の心情に配慮した対応を考えます。そういう観点からすると見せていただいた調停室は当事者の距離が少し近いと思いました。

- 事案に対して警備計画を立てていないケースでも、調停委員がやはりこれは危険だと判断するケースがあると思います。書記官や裁判官に相談すればいいのですが、そういったことに思い至らないで帰ってしまうといったこと

もあるのではないかと危惧をしています。

職員間あるいは調停委員間でも、リスクへの対策はこういうのがあるというノウハウを共有しておくことが必要ではないか、大事ではないかと思うのですが、そこがきちんとできているのかが気になります。調停委員にもノウハウの承継があるのでしょうか。共有の仕方は難しいと思いますが、可能であれば、なにかしらの共有をされた方がいいのではないかと考えています。

○ 調停委員には採用した時からその後も定期的に研修を行っています。特に大阪家裁では調停委員の自主的な研修の中で、リスク管理や危機対応も行っております。また、書記官との情報共有につきましては、当事者の些細な気配を汲み取った上で、次回の対応を検討するというのもしております。評議もしております。ただし、いつも想定外を考えなければいけないという御指摘について、当庁には研修PTというのがありますので、こういった御指摘がありましたということで、今後の研修などに活かしていきたいと思えます。

○ 公式の評議で情報共有することや評議以外でも、調停委員は調停室での様子を、書記官は電話でのやり取りの様子を相互に情報共有しています。

□ 職種間連携と申しますか、調停にせよ裁判にせよ裁判官や調停委員だけが手続を行っているのではなく、書記官や家庭裁判所調査官といったいろんな職種が連携プレイでひとつの紛争解決に携わっているところで、そういった職員がそれぞれ当事者と接点を持つなどしていろんな情報に接しています。それをお互いに共有しているのですけれども、時にそれがうまく機能しなかったり、あるいはそれぞれの職種によってアンテナの張り方が違うというところもあって、そういったところから想定外の事態が発生することも決して稀ではないと承知しています。

本日は、非常に参考になる御意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。